

## 5 株券上場廃止基準

### (目 的)

第1条 当取引所に上場されている株券の上場廃止については、この基準によるものとする。

(昭和47.7.15、14.4.1変更)

### (上場廃止基準)

第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

#### (1) 株主数

株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号に規定する株主数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売等を行った場合はこの限りでない。

#### (2) 流通株式数

次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売等を行った場合はこの限りでない。

a 流通株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する流通株式数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき。

b 流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、上場会社が当取引所が定める日までに当取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を当取引所に提出しないとき。

#### (3) 売買高

最近1年間の月平均売買高が3単位未満である場合。ただし、該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

#### (4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあっては、3か月）以内に5億円以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、当取引所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

#### (5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当取引所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

(6) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、当取引所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(9) 不適当な合併等

次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合

a 上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして当取引所が定める行為（以下このaにおいて「吸収合併等」という。）を行った場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該上場会社（吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として当取引所が認める者をいう。）が3年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。

b 会社が株券上場審査基準第4条第3項（第2号及び第4号を除く。）の規定の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）

当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該会社（同項第1号、第3号又は第5号に該当する前においては、審査対象である非上場会社として当取引所が認める者をいう。）が3年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。

(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第21条に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）により支配株主（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めるとき

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（当取引所が定める場合にあつては、当取引所が定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項第2号に該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(11)の2 特設注意市場銘柄等

次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき

- a 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

当該内部管理体制の状況等について改善の見込みがないと当取引所が認める場合

- b 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制等確認書の提出前であるとき  
上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- c 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第2項の規定により内部管理体制等確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制の状況等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合（上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合に限る）

- d 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第4項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制等確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- e 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第5項の規定により内部管理体制等確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制の状況等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合

(12) 上場契約違反等

次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合

- a 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第12条の2第3項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

- b 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書（有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書をいう。ただし、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受けて当該申請を行った者が提出した宣誓書を除く。）において宣誓した事項について違反を行い（前aの場合を除く。）、新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた場合（当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査を不要と当取引所が認めた場合を除く。）において、当該上場会社が当取引所が定める基準に適合しないとき。

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社（株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。）が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

(14) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(15) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(16) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(17) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合。

(18) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18)の2 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18)の3 株式併合

上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

上場会社が当取引所が定める反社会的勢力との関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

(昭和47.7.15、50.4.30、50.11.1、52.4.1、52.9.30、53.10.11、57.10.1、57.12.1、58.4.1、58.11.1、平成2.12.1、4.2.1、7.1.4、8.1.1、8.8.1、9.1.1、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.11.10、12.3.1、12.4.1、13.4.1、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、15.5.8、16.8.2、16.11.1、17.1.1、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.2.10、22.6.30、24.4.1、24.6.8、25.9.13、26.3.31、27.5.1、30.3.31、令和2.2.7、2.11.1変更)

- 2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。

(平成30.3.31追加)

- 3 上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。

a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄については、当該金融商品取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めたとき。

(2) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（株券上場審査基準第4条第2項第4号に規定

する外国株券等保管振替決済業務をいう。)における取扱いの対象とならないこととなった場合

(3) 株式の譲渡制限

上場外国会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(4) 第1項第1号から第12号まで、第15号及び第17号から第20号までのいずれかに該当した場合

(平成17.6.20追加、18.5.1、19.9.30、21.11.9変更、30.3.31第2項を第3項に繰下・変更)

(セントレックスの上場廃止基準)

**第2条の2** セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 株主数

株主数が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

(2) 売買高

最近1年間の月平均売買高が10単位未満となり、かつ、月平均値付率が20%未満となり、その後1年間の月平均売買高が10単位以上又は月平均値付率が20%以上にならなかったとき。ただし、該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

(3) 上場時価総額

上場時価総額が2億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に2億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、当取引所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(4) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合(当取引所が定める場合を除く。)において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

(4)の2 業績

最近4連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。)(上場後3年以内に終了する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)を除く。)における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

(5) 前条第1項第6号から第20号まで(第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

(平成15.4.1追加、15.5.8、16.11.1、17.2.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、24.4.1、24.6.8、26.1.23、26.3.31、令和2.11.1変更)

- 2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号の規定の適用については、株主基準日における株主数を事業年度の末日における株主数とみなすものとする。

(平成30.3.31追加)

- 3 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

(1) 第1項第1号から第4号の2までのいずれかに該当した場合

(2) 前条第1項第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第20号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と、それぞれ読み替える。

(3) 前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合

(平成17.6.20追加、18.5.1、21.11.9、21.11.9、24.4.1、26.1.23変更、30.3.31第2項を第3項に繰下・変更)

#### (審査の資料)

**第3条** 第2条第1項第1号、第2号及び第5号(同条第3項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号、第4号及び第4号の2(前条第3項第1号による場合を含む。)の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料(第2条第2項及び前条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日現在の資料)に基づいて審査を行う。

(昭和47.7.15、50.4.30、57.10.1、58.11.1、平成7.1.4、8.1.1、11.2.1、11.10.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、24.4.1、30.3.31変更)

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号(同条第3項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号(前条第3項第1号による場合を含む。)の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料(第2条第2項及び前条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日以外の時現在の資料)に基づいて行うことができる。

(昭和63.1.13追加、平成7.1.4、8.1.1、9.1.1、11.2.1、11.10.1、14.4.1、15.4.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、30.3.31変更)

#### (再建計画等の審査に係る申請)

**第3条の2** 当取引所は、第2条第1項第7号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に定める当取引所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

(平成15.5.8追加、17.6.20、21.11.9、30.3.31変更)

- 2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(平成15.5.8追加、17.6.20変更)

#### (不適当な合併等の審査に係る申請)

**第3条の3** 当取引所は、第2条第1項第9号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

(平成12.3.1追加、14.4.1、14.12.10、15.4.1変更、15.5.8第3条の2を第3条の3に繰下、17.6.20、21.11.9、30.3.31変更)

- 2 前項の申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

(平成12.3.1追加、14.12.10、15.4.1、17.6.20、27.5.1変更)

- 3 前項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」を提出するものとする。

(平成21.11.9追加)

- 4 当取引所が第1項及び第2項の審査のため必要と認めるときは、上場会社は参考となるべき報告又は資料の提出を行う等当該審査に協力するものとする。

(平成21.11.9追加)

#### (上場契約違反等の審査に係る申請)

**第3条の4** 当取引所は、第2条第1項第12号b（第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。以下この条において同じ。）に定める当取引所が定める基準に適合するかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第2条第1項第12号bに該当したものとみなす。

(令和2.11.1追加)

- 2 当取引所が前項の審査のため必要と認めるときは、上場会社は参考となるべき報告又は資料の提出を行う等当該審査に協力するものとする。

(令和2.11.1追加)

#### (当取引所への協力義務)

**第3条の5** 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

(平成21.11.9追加、令和2.11.1第3条の4を第3条の5に繰下)

- 2 上場会社は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(平成21.11.9追加)

#### (上場廃止日)

**第4条** 上場銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、当取引所が定める。

(平成10.12.1、14.4.1、21.11.9変更)

#### (監理銘柄の指定)

**第5条** 上場銘柄が上場廃止となるおそれがある場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、当該銘柄を監理銘柄に指定することができる。

(平成21.11.9追加)

#### (整理銘柄の指定)

**第6条** 上場銘柄の上場廃止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、上場

廃止日の前日までの間、当該銘柄を整理銘柄に指定することができる。

(平成21. 11. 9追加)

付 則

- 1 この基準は昭和36年10月2日から施行する。
- 2 昭和36年10月2日から昭和38年9月30日までの期間、この基準第2条第1号中「1億円」を「5,000万円」に読み替える。
- 3 昭和36年9月30日現在において本所に上場されている株券および昭和36年9月30日現在において、名古屋証券業協会の店頭売買承認銘柄である株券のうち、昭和36年10月2日以降本所に上場されたものについては、昭和38年9月30日までこの基準第2条第1号を適用しない。

付 則

この改正規定は、昭和41年7月18日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和45年2月1日から施行する。
- 2 第2条第1号の改正規定の適用については、同号中「2億円未満」とあるのは、施行の日から昭和48年1月31日までの間「1億円未満」と、昭和48年2月1日から昭和50年1月31日までの間「1億5,000万円未満」とする。
- 3 第2条第8号の改正規定は、施行の日以後に開始する事業年度の決算に関する財務諸表から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和47年7月15日から施行する。
- 2 第2条第2号の規定の適用については、同号中「400万株未満」とあるのは、施行の日から昭和49年1月31日までの間「200万株未満」と、昭和49年2月1日から昭和51年1月31日までの間「300万株未満」とする。
- 3 昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づく審査については、改正前の第2条第2号の規定は、なおその効力を有する。
- 4 昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査については、第2条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2条第4号の規定は、昭和48年1月1日以後に行う売買高の審査について適用するものとし、同日前行う売買高の審査については、なお従前の例による。
- 6 第2条第5号の規定については、昭和48年1月1日以後に開始する事業年度の決算期現在の資料に基づく審査から適用する。

付 則

第2条の改正規定は、昭和47年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和50年4月30日から施行する。
- 2 昭和52年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査については、第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条第3号の規定は、昭和50年6月末日の審査から適用するものとする
- 4 第2条第4号の規定は、昭和53年3月末日以後に行う審査から適用し、同日前行う審査については、な

お従前の例による。

付 則

この改正規定は、昭和50年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和53年10月11日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第2条第11号の規定は、同年12月1日から施行する。

2 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第2条第2号bに規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかつこ書の規定に基づく株式数の読替えを行わないものとする。

3 この改正規定施行の日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

(平成11.2.1第6項を第3項に繰上)

付 則

この改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和58年11月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和63年1月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成4年2月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

(平成17.2.1変更)

付 則

1 この改正規定は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

2 第2条第1項第4号の規定の適用については、この改正規定施行前に市場第一部銘柄又は市場第二部銘柄

(市場第二部特別指定銘柄を除く。)に指定されている上場銘柄は、同号の規定によらず、第2条第2項第3号の規定を適用する。

- 3 第2条第2項第1号に規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株)以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

(平成11.2.1、11.10.1変更)

付 則

この改正規定は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第5号、第2条の2第4号及び第3条の規定は、平成15年1月1日以後の決算期において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

(平成14.12.10、15.4.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年8月10日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第9号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し、平成11年4月1日以前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日以前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、上場会社の有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第21号)による改正後の財務諸表等規則若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第22号)による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第23号)による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)若しくは中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)により作成されている場合は、当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 第2条の2第1号に規定する「株主数」は、当分の間、「特別利害関係者並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。  
(平成13.10.1、15.4.1変更)

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成12年3月1日から施行する。ただし、第2条第1項第6号の改正規定は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。
- 2 前項ただし書に定める施行の前日に和議を必要とするに至った又はこれに準ずる状態となった上場会社については、なお従前の例による。

(注) 第1項の「民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日」は、平成12年4月1日

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日より施行し、改正後の第2条第1項第9号の規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の平成7年1月4日改正付則第2項及び第3項並びに改正後の平成11年10月1日改正付則第2項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている株券で指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされていないものについては、平成15年9月30日までに当該同意がなされなかった場合は、改正後の第2条第1項第15号に該当したものとみなす。

(平成14.12.10変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の第2条第4号及び第2条の2第3号の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとする。

(平成15.4.1変更)

- 3 改正後の第2条第5号及び第2条の2第4号の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。

(平成15.4.1変更)

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年8月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第11号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。
- 4 施行日において現に上場会社である会社のうち、改正後の第2条第13号に規定する株式事務代行機関を設置していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから同号の規定を適用する。
- 5 平成7年1月4日改正付則第4項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条第1項第10号かつこ書に掲げる事由については、この改正規定の施行の日以後に提出する有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第1項第10号（第2条第2項本文、第2条の2第1項第5号及び第2条の2第2項第3号による場合を含む。）の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 施行日の前日までに到来した事業年度の末日において、改正前の第2条第1項第2号a(b)に定める少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において改正前の第2条第1項第2号b及び第2条の2第1項第1号に係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、その株主数が150人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第2条第1項第1号及び第2条の2第1項第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。
- 4 改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに改正後の第2条の2第1項第1号の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。
- 5 改正後の第2条第1項第9号の2（改正後の同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第2項第2号による場合を含む。）の規定は、施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 6 当取引所は、施行日の前日において監理ポスト又は整理ポストに割り当てられている銘柄を、改正後の規定に従い、施行日にそれぞれ監理銘柄又は整理銘柄に指定する。

付 則

この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2第1項第4号の2の規定は、この改正規定施行の日の前日において当取引所に株券が上場されているセントレックスの上場会社については、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けた上場会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第11号の2b及びcの規定は、この施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

（注）「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2第1項第3号の規定は、この改正規定施行の日の属する月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。

（注）「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第2条の2第2項及び第3条の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第5号及び第2条の2第1項第4号の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第12号b（第2条第3項第4号及び第2条の2第1項第5号による場合を含む。）及び第3条の4の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。